

令和4年度

舞鶴市予算書

# 令和4年度 舞鶴市予算一覧表

舞鶴市一般会計予算	.....	1 頁
舞鶴市特別会計		
水道事業会計予算	.....	1 3 頁
下水道事業会計予算	.....	1 7 頁
病院事業会計予算	.....	2 1 頁
国民健康保険事業会計予算	.....	2 3 頁
貯木事業会計予算	.....	2 7 頁
駐車場事業会計予算	.....	3 1 頁
介護保険事業会計予算	.....	3 5 頁
後期高齢者医療事業会計予算	.....	4 1 頁

令和4年度

舞鶴市一般会計予算

第 1 号議案

## 令和 4 年度舞鶴市一般会計予算

令和 4 年度舞鶴市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 35,951,590千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 4 年 2 月 2 4 日 提出

舞鶴市長 多々見 良三

第1表

## 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		11,411,600
	1 市 民 税	4,478,800
	2 固 定 資 産 税	6,049,800
	3 軽 自 動 車 税	292,900
	4 市 た ば こ 税	588,800
	5 入 湯 税	1,300
2 地 方 譲 与 税		341,600
	1 自 動 車 重 量 譲 与 税	199,500
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	68,800
	3 森 林 環 境 譲 与 税	41,400
	4 特 別 と ん 譲 与 税	31,900
3 利 子 割 交 付 金		7,800
	1 利 子 割 交 付 金	7,800
4 配 当 割 交 付 金		67,600
	1 配 当 割 交 付 金	67,600
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		97,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	97,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		131,900
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	131,900
7 地 方 消 費 税 交 付 金		1,785,600
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,785,600
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		6,200
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	6,200
9 自 動 車 取 得 税 交 付 金		1
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1
10 環 境 性 能 割 交 付 金		57,200
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	57,200
11 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		133,000
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	133,000
12 地 方 特 例 交 付 金		74,500
	1 地 方 特 例 交 付 金	74,100
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金	400

(単位：千円)

款	項	金額
13 地 方 交 付 税		6,792,000
	1 地 方 交 付 税	6,792,000
14 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		8,700
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	8,700
15 分 担 金 及 び 負 担 金		40,437
	1 分 担 金	10,642
	2 負 担 金	29,795
16 使 用 料 及 び 手 数 料		705,431
	1 使 用 料	409,037
	2 手 数 料	296,394
17 国 庫 支 出 金		6,541,802
	1 国 庫 負 担 金	4,249,690
	2 国 庫 補 助 金	2,270,542
	3 委 託 金	21,570
18 府 支 出 金		3,157,659
	1 府 負 担 金	1,720,055
	2 府 補 助 金	1,161,076
	3 委 託 金	276,528
19 財 産 収 入		104,914
	1 財 産 運 用 収 入	103,081
	2 財 産 売 払 収 入	1,833
20 寄 附 金		119,928
	1 寄 附 金	119,928
21 繰 入 金		991,423
	1 繰 入 金	991,423
22 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
23 諸 収 入		743,494
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	12,001
	2 市 預 金 利 子	120
	3 貸 付 金 元 利 収 入	315,885
	4 雑 収 入	415,488
24 市 債		2,631,800
	1 市 債	2,631,800

(単位：千円)

款	項	金額
歳入	合計	35,951,590

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費	1 議会費	317,050
2 総務費	1 総務管理費 2 徴税費 3 戸籍住民基本台帳費 4 選挙費 5 統計調査費 6 監査委員費	4,975,990 4,133,682 367,143 209,153 228,326 10,501 27,185
3 民生費	1 社会福祉費 2 児童福祉費 3 生活保護費 4 災害救助費	13,034,330 6,788,275 4,595,754 1,648,405 1,896
4 衛生費	1 保健衛生費 2 清掃費 3 水道費 4 医療対策費	3,673,940 817,309 2,351,150 131,674 373,807
5 労働費	1 労働諸費	48,800 48,800
6 農林水産業費	1 農業費 2 林業費 3 水産業費	809,110 327,359 256,604 225,147
7 商工費	1 商工費	856,060 856,060
8 土木費	1 土木管理費 2 道路橋りょう費 3 河川費 4 港湾費 5 都市計画費 6 住宅費	3,640,410 110,526 1,009,730 155,898 69,960 2,033,634 260,662

(単位：千円)

款	項	金額
9 消防費	1 消防費	1,690,810 1,690,810
10 教育費	1 教育総務費 2 小学校費 3 中学校費 4 幼稚園費 5 社会教育費 6 保健体育費	3,084,960 522,503 806,504 564,341 663,511 376,492 151,609
11 公債費	1 公債費	3,810,130 3,810,130
12 予備費	1 予備費	10,000 10,000
歳出	合計	35,951,590

第2表

## 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
赤れんが周辺等まちづくり事業 休憩施設他整備事業費	令和4年度から 令和5年度まで	千円 102,000
赤れんが周辺等まちづくり事業 駐車場整備事業費	令和4年度から 令和5年度まで	60,000
赤れんが周辺等まちづくり事業 駐車場トイレ建築事業費	令和4年度から 令和5年度まで	42,000
赤れんが周辺等まちづくり事業 駐車場トイレ設備整備事業費	令和4年度から 令和5年度まで	31,000
赤れんがパーク指定管理料	令和4年度から 令和13年度まで	364,000
災害援護資金貸付償還金利子補給	令和4年度から 令和10年度まで	124
環境衛生プラント薬品調達経費	令和4年度から 令和5年度まで	25,000
松尾寺駅前観光交流施設指定 管理料	令和4年度から 令和8年度まで	500
五老ヶ岳公園（展望タワー等） 指定管理料	令和4年度から 令和8年度まで	75,000
京都府中・北部地域消防指令 センター整備事業費	令和4年度から 令和5年度まで	249,000



事 項	期 間	限 度 額
令和4年度舞鶴市土地開発公社が舞鶴市に代わって用地取得等を行うための事業資金の借入れに対する債務保証	令和4年度から 令和8年度まで	450,000
令和4年度公共用地等取得事業費	令和4年度から 令和8年度まで	450,000

第3表

## 地 方 債

起債の目的	限 度 額		起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
赤れんが パーク整備 事業費	千円 92,900	ただし発行価格が 額面を下まわると きは、その発行価 格差減額をうめる ため必要な金額を これに加算した額	証書借入又は証券 発行、ただし証券 発行の方法による 場合においては、 発行価格は額面金 額100円につき 99円以上とする。	5.0%以内 ただし、利率見直し方 式による借入れにつ いて、利率の見直しを 行った後においては、 当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件 により、民間等資金の場合には、そ の債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利に借換することが できる。
赤れんが 博物館整備 事業費	34,100	同上	同上	同上	同上
赤れんが周辺等 まちづくり 事業費	89,400	同上	同上	同上	同上
北近畿タンゴ 鉄道基盤 整備補助金	25,600	同上	同上	同上	同上
私立認定こども園等 施設整備 事業費補助金	30,500	同上	同上	同上	同上
斎場整備 事業費	6,300	同上	同上	同上	同上
清掃事務所 整備事業費	538,000	同上	同上	同上	同上
し尿処理施設 整備事業費	4,400	同上	同上	同上	同上
土地改良事業 負担金	9,700	同上	同上	同上	同上
漁港整備 事業費	36,200	同上	同上	同上	同上

起債の目的	限 度 額		起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
漁港海岸 保全施設 整備事業費	千円 28,200	ただし発行価格が 額面を下まわると きは、その発行価 格差減額をうめる ため必要な金額を これに加算した額	証書借入又は証券 発行、ただし証券 発行の方法による 場合においては、 発行価格は額面金 額100円につき 99円以上とする。	5.0%以内 ただし、利率見直し方 式による借入れにつ いて、利率の見直しを 行った後においては、 当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件 により、民間等資金の場合には、そ の債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利に借換することが できる。
道路橋りょう 改良費	309,700	同上	同上	同上	同上
河川改修費	103,900	同上	同上	同上	同上
港湾整備 事業負担金	55,000	同上	同上	同上	同上
中心市街地 活性化事業費	23,200	同上	同上	同上	同上
駐輪場整備 事業費	3,900	同上	同上	同上	同上
街路整備 事業費	24,000	同上	同上	同上	同上
公園施設 整備事業費	21,000	同上	同上	同上	同上
公営住宅 整備事業費	65,400	同上	同上	同上	同上
消防施設 整備事業費	313,900	同上	同上	同上	同上
小学校 整備費	60,400	同上	同上	同上	同上
中学校 整備費	43,100	同上	同上	同上	同上

起債の目的	限 度 額		起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
中総合会館 整備事業費	千円 50,000	ただし発行価格が 額面を下まわると きは、その発行価 格差減額をうめる ため必要な金額を これに加算した額	証書借入又は証券 発行、ただし証券 発行の方法による 場合においては、 発行価格は額面金 額100円につき 99円以上とする。	5.0 % 以内 ただし、利率見直し方 式による借入れにつ いて、利率の見直しを 行った後においては、 当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件 により、民間等資金の場合には、そ の債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利に借換することが できる。
保健体育 施設整備費	23,800	同上	同上	同 上	同 上
辺地対策 事業費	77,600	同上	同上	同 上	同 上
臨時財政対策	561,600	同上	同上	同 上	同 上
計	2,631,800				

令和4年度

舞鶴市水道事業会計予算

## 令和4年度舞鶴市水道事業会計予算

( 総 則 )

第1条 令和4年度舞鶴市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給 水 戸 数	31,800戸
(2)	年 間 総 給 水 量	10,329,500 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(3)	1 日 平 均 給 水 量	28,300 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(4)	主要な建設改良事業 配 水 施 設 費	1,032,915千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	水道事業収益	2,033,000千円	
第1項	営 業 収 益	1,710,000千円	
第2項	営 業 外 収 益	322,998千円	
第3項	特 別 利 益	2千円	
		支 出	
第1款	水道事業費用	1,857,600千円	
第1項	営 業 費 用	1,723,480千円	
第2項	営 業 外 費 用	130,517千円	
第3項	特 別 損 失	3,103千円	
第4項	予 備 費	500千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額856,700千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額75,811千円、損益勘定留保資金676,999千円、建設改良積立金103,890千円で補てんするものとする。)

		収 入	
第1款	資 本 的 収 入	673,500千円	
第1項	企 業 債	363,000千円	
第2項	補 助 金	47,452千円	
第3項	出 資 金	123,729千円	
第4項	負 担 金	127,796千円	
第5項	基 金 収 入	11,522千円	
第6項	固定資産売却代金	1千円	

## 支 出

第1款 資本的支出	1,530,200千円
第1項 建設改良費	1,066,530千円
第2項 償還金	463,670千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
西舞鶴道路関連 送水管移設事業費	自 令和4年度 至 令和5年度	千円 350,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
建設改良費	千円 363,000	証書借入又は証券 発行、ただし証券 発行の方法による 場合においては、 発行価格は額面金 額100円につき 99円以上とする。	5.0 % 以内 ただし、利率見直し方 式による借り入れ について、利率の 見直しを行った後に おいては、当該見直し 後の利率	公的資金については、その融通条件 により、民間等資金の場合には、 その債権者と協定するものとする。 ただし企業財政の都合により、据置 期間及び償還期限を短縮し、もしく は繰上償還又は低利に借換すること ができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用との間
- (2) 建設改良費と償還金との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 186,799千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業の財源に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,945千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、20,000冊と定める。

令和4年2月24日 提出

舞鶴市長 多々見 良三





令和4年度

舞鶴市下水道事業会計予算

## 令和4年度舞鶴市下水道事業会計予算

( 総 則 )

第1条 令和4年度舞鶴市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	水洗化戸数	38,800戸
(2)	年間総排水量	10,316,000 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(3)	1日平均排水量	28,300 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(4)	主要な建設改良事業	
	処理場整備費	685,182千円
	雨水処理費等	749,785千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	下水道事業収益		3,576,840千円
第1項	営業収益		1,280,494千円
第2項	営業外収益		2,296,344千円
第3項	特別利益		2千円
		支 出	
第1款	下水道事業費用		3,356,250千円
第1項	営業費用		3,017,519千円
第2項	営業外費用		335,920千円
第3項	特別損失		2,311千円
第4項	予備費		500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,255,030千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額60,101千円、損益勘定留保資金1,059,342千円、減債積立金135,587千円で補てんするものとする。)

		収 入	
第1款	資本的収入		2,661,370千円
第1項	企業債		1,717,800千円
第2項	他会計補助金		69,382千円
第3項	補助金		628,838千円
第4項	出資金		240,719千円
第5項	負担金		4,560千円
第6項	基金収入		70千円
第7項	固定資産売却代金		1千円

## 支 出

第1款 資本的支出	3,916,400千円
第1項 建設改良費	1,750,232千円
第2項 償還金	2,165,962千円
第3項 積立金	206千円

### (債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
浄化センター薬品調達経費	自 令和4年度 至 令和5年度	千円 40,000

### (企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	
建設改良費等	千円 1,340,300	ただし発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行、ただし証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円以上とする。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式による借り入れについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
辺地対策事業費	3,000	同上	同上	同上	
資本費平準化債	374,500	同上	同上	同上	
計	1,717,800				

### (一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

### (予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用との間
- (2) 建設改良費と償還金との間

### (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 214,279千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業の財源に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,373,331千円である。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産	
種類	数量
排水ポンプ施設	1式

令和4年2月24日 提出

舞鶴市長 多々見 良三



令和4年度

舞鶴市病院事業会計予算

## 令和4年度舞鶴市病院事業会計予算

( 総 則 )

第1条 令和4年度舞鶴市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数		100 床
(2) 年間入院患者数	延	34,128 人 (1日平均 93.5人)
(3) 年間外来患者数	延	3,912 人 (1日平均 16.1人)
(4) 主要な建設改良事業 器械備品購入費		19,252千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入
第1款	病院事業収益	927,660千円
第1項	医業収益	706,049千円
第2項	医業外収益	221,357千円
第3項	特別利益	254千円

		支 出
第1款	病院事業費用	973,340千円
第1項	医業費用	954,681千円
第2項	医業外費用	18,255千円
第3項	特別損失	354千円
第4項	予備費	50千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額 42,170千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 55千円、過年度分損益勘定留保資金 42,115千円で補てんするものとする。)

		収 入
第1款	資本的収入	55,140千円
第1項	企業債	17,200千円
第2項	他会計からの補助金	37,795千円
第3項	国府補助金	1千円
第4項	固定資産売却代金	143千円
第5項	寄附金	1千円



支 出

第1款 資本的支出	97,310千円
第1項 建設改良費	23,434千円
第2項 企業債償還金	73,876千円

( 企 業 債 )

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
建設改良費	千円 17,200	証書借入又は証券発行、ただし証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円以上とする	5.0 % 以内 ただし、利率見直し方式による借り入れについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円 と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額は、流用することができるものとする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費を、これらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費	661,561千円
2 交際費	51千円

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業の財源に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、225,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、58,150千円と定める。

令和 4年 2月 24日 提 出

舞鶴市長 多々見良三

令和4年度

舞鶴市国民健康保険事業会計予算

## 令和4年度舞鶴市国民健康保険事業会計予算

令和4年度舞鶴市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,906,280千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、700,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年 2月24日 提出

舞鶴市長 多々見良三

第1表

## 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料	1 国民健康保険料	1,278,038
2 使用料及び手数料	1 手数料	901
3 国庫支出金	1 国庫補助金	1
4 府支出金	1 府補助金	5,851,239
5 財産収入	1 財産運用収入	613
6 繰入金	1 繰入金	768,106
7 繰越金	1 繰越金	1
8 諸収入	1 延滞金及び過料 2 雑入	7,381 4,100 3,281
歳入合計		7,906,280

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費	1 総務管理費 2 徴収費 3 運営協議会費	131,849 124,417 7,023 409
2 保険給付費	1 療養諸費 2 高額療養費 3 移送費 4 出産育児諸費 5 葬祭諸費 6 精神・結核医療付加金 7 傷病手当金	5,782,794 5,044,922 696,272 100 23,100 8,500 9,600 300
3 国民健康保険事業費納付金	1 医療給付費分 2 後期高齢者支援金等分 3 介護納付金分	1,876,050 1,274,543 434,227 167,280
4 共同事業拠出金	1 共同事業拠出金	10 10
5 保健事業費	1 保健事業費 2 特定健康診査等事業費	106,353 34,171 72,182
6 基金積立金	1 基金積立金	1 1
7 公債費	1 公債費	70 70
8 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	4,153 4,153
9 予備費	1 予備費	5,000 5,000
歳出合計		7,906,280



令和4年度

舞鶴市貯木事業会計予算

## 令和 4 年度舞鶴市貯木事業会計予算

令和 4 年度舞鶴市の貯木事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 2 4 日 提出

舞鶴市長 多々見 良三

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業収入		68
	1 事業収入	1
	2 諸収入	67
2 繰入金		1,931
	1 繰入金	1,931
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		2,000

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		2,000
	1 施設管理費	2,000
歳出合計		2,000





令和4年度

舞鶴市駐車場事業会計予算

## 令和4年度舞鶴市駐車場事業会計予算

令和4年度舞鶴市の駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 49,040千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

令和 4年 2月24日 提出

舞鶴市長 多々見 良三

第1表

## 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業収入	1 事業収入	17,543
2 財産収入	1 財産運用収入	16
3 繰入金	1 繰入金	24,479
4 繰越金	1 繰越金	1
5 諸収入	1 雑収入	1
6 市債	1 市債	7,000
		7,000
歳入	合計	49,040

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費	1 事業費	48,939
2 公債費	1 公債費	1
3 予備費	1 予備費	100
		100
歳出	合計	49,040

第2表

# 地 方 債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	
駐 車 場 事 業 費	千円  7,000	ただし発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行、ただし証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円以上とする。	5.0 % 以内 ただし、利率見直し方式による借入れについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

令和4年度

舞鶴市介護保険事業会計予算

## 令和4年度舞鶴市介護保険事業会計予算

令和4年度舞鶴市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,001,090千円と定める。

2 介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,600千円と定める。

3 保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定 600,000千円、介護サービス事業勘定 1,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年 2月24日 提出

舞鶴市長 多々見良三

第1表

(保険事業勘定)

歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 介護保険料	1 介護保険料	1,543,144
2 使用料及び手数料	1 手数料	351
3 国庫支出金	1 国庫負担金 2 国庫補助金	2,232,099
4 支払基金交付金	1 支払基金交付金	2,314,582
5 府支出金	1 府負担金 2 府補助金	1,283,735
6 財産収入	1 財産運用収入	604
7 繰入金	1 繰入金	1,624,168
8 繰越金	1 繰越金	1
9 諸収入	1 延滞金加算金及び過料 2 預金利子 3 雑収入	2,406
歳入合計		9,001,090

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費	1 総務管理費 2 徴収費 3 介護認定審査会費	186,703
2 保険給付費	1 介護サービス等諸費 2 介護予防サービス等諸費 3 その他諸費 4 高額介護サービス等費 5 高額医療合算介護サービス等費 6 特定入所者介護サービス等費	8,295,022
3 地域支援事業費	1 介護予防・生活支援サービス事業費 2 一般介護予防事業費 3 包括的支援事業・任意事業費 4 その他諸費	514,554
4 公債費	1 公債費	250
5 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	1,561
6 予備費	1 予備費	3,000
歳出合計		9,001,090



第1表

(介護サービス事業勘定)

歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 サービス収入	1 予防給付費収入	6,598
2 繰越金	1 繰越金	1
3 諸収入	1 雑入	1
歳入合計		6,600

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費	1 介護予防支援事業費	6,489
2 公債費	1 公債費	10
3 諸支出金	1 償還金	1
4 予備費	1 予備費	100
歳出合計		6,600



令和4年度

舞鶴市後期高齢者医療事業会計予算

## 令和4年度舞鶴市後期高齢者医療事業会計予算

令和4年度舞鶴市の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,471,650千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

令和4年 2月24日 提出

舞鶴市長 多々見良三

第1表

## 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		1,106,637
	1 後期高齢者医療保険料	1,106,637
2 使用料及び手数料		130
	1 手数料	130
3 繰入金		357,880
	1 一般会計繰入金	357,880
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		7,002
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	1,520
	3 雑収入	5,481
歳入合計		1,471,650

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		39,791
	1 総務管理費	36,130
	2 徴収費	3,661
2 後期高齢者医療金		1,429,799
	1 後期高齢者医療金	1,429,799
3 公債費		40
	1 公債費	40
4 諸支出金		1,520
	1 償還金及び還付加算金	1,520
5 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		1,471,650